

2019.8

vol.110

みなさんで  
回覧(掲示)  
してください

全国健康保険協会宮崎支部からのお知らせ

# 協会けんぽ みやざき

## 被扶養者資格の再確認にご協力ください

協会けんぽでは、高齢者医療制度における拠出金及び保険給付の適正化を目的に、健康保険法施行規則第50条に基づき、健康保険の被扶養者となっている方が、現在もその状況にあるかを確認させていただくため、毎年度、被扶養者資格の再確認を実施しております。

令和元年度につきましては、9月下旬から10月下旬にかけて「被扶養者状況リスト」をお送りいたしますので、被扶養者資格をご確認いただき、同封の返信用封筒にてご提出いただきますようお願いいたします。

被扶養者資格の再確認は、被扶養者の方の現況確認だけではなく、加入者みなさまの保険料負担の軽減につながる大切な確認となりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。



### ✓ 確認の対象となる方

平成31年3月31日において被扶養者として認定されている方(協会管掌健康保険)  
※例年、18歳以上の被扶養者の方を対象としておりますが、本年度は18歳未満の被扶養者の方も含めて確認を行います。

### ✓ 送付時期

令和元年9月下旬から10月下旬にかけて順次送付いたします。

### ✓ 提出期限

令和元年11月20日(水)

### ✓ 扶養から外れる被扶養者の方がいる場合

再確認の結果、被扶養者から外れる場合は、「被扶養者状況リスト」に同封の「被扶養者調書兼異動届(削除用)」と、該当する方の「保険証」を添えて、協会けんぽへご提出をお願いいたします。

### ✓ 平成30年度の実績(全国)

○扶養解除者数 約7.1万人

○高齢者医療制度への負担軽減額(効果額) 約17.3億円

毎年、被扶養者資格の再確認により、さかのぼって被扶養者の資格が削除となった結果、医療費を返還していただくケースが多く発生しています。さかのぼる期間が長くなるほど返還金額が大きくなることもあります。

被扶養者資格の再確認により、さかのぼって被扶養者の資格が削除とならないように被扶養者が就職等で資格を喪失する場合は、その都度「被扶養者異動届」に保険証を添付していただき、速やかに日本年金機構福岡広域事務センターへご提出ください。

# その保険証、使えますか？



健康保険の資格が無効となった保険証を使用されて医療機関等を受診する「無資格受診」が多発しています！

保険証は、退職された日の翌日、または扶養から外れた日から使用できません。健康保険の資格が無効となった保険証を、誤って使用することがないように十分ご注意ください。

退職した時・扶養から外れた時は、速やかに事業所へ保険証を返却しましょう。

## 保険証の誤使用が多いケース

- 月の途中の退職や扶養から外れた時に、月末まで使用できると思っていた。
- 退職前から治療している傷病については、治療終了まで使用できると思っていた。
- 勤務先から保険証を返却するよう言われなかったので使用できると思っていた。
- 次の保険証が手元に届くまでは使用できると思っていた。
- 保険証を医療機関等の窓口で提示したら何も言われず使用できた。



医療機関等で保険証の有効・無効を判断することはできませんので、誤って提示しないようご注意ください。また、継続して受診されている医療機関等がある場合は、保険証が変更になる旨を必ずお伝えください。

## 無資格の保険証で医療機関等を受診した場合

後日、協会けんぽが負担した医療費について被保険者様へ請求を行い、返還していただきます。



受診者

①2～3割支払

医療機関等



②7～8割請求

③7～8割支払



協会けんぽ

④7～8割請求

宮崎支部の場合、毎月平均 80 件、金額にすると約 220 万円の返還金が発生しています。

## ～ 事業主の皆様へ ～

事業主の皆様には、日頃より保険証の回収につきましてご協力いただいているところですが、資格喪失後の誤使用を防止するためにも、引き続き退職時・扶養解除時の保険証の回収をお願いいたします。

また、上記のケースのように、勘違いによる誤使用も多くみられますので、従業員の皆様へ周知のほどよろしくをお願いいたします。



全国健康保険協会 宮崎支部

協会けんぽ

協会けんぽ 宮崎 検索

〒880-8546 宮崎市橘通東1-7-4 第一宮銀ビル5階

TEL 0985-35-5364 FAX 0985-35-5393

音声案内でご案内します

案内① 業務（給付、保険証、任意継続など）

案内③ レセプト（レセプト、第三者行為（交通事故等））

案内② 保健（健診、特定保健指導など）

案内④ 企画総務（保険料率、健康宣言など）

保険証を使用できるのは  
退職日までです！

従業員本人だけではなく、扶養家族も含めて退職日の翌日から使えません。保険証は扶養家族分も含めて必ず返却してください。

2019年度は2月を除く毎月発行予定です。